



# IFRS news

July/August 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS PwC

## IASB が金融商品に関する公開草案の第一フェーズを公表

国際会計基準審議会(以下、IASB)が、金融商品の会計処理においてIAS第39号の見直しを加速しているプロジェクトの第一フェーズとして7月に「金融商品：分類および測定」の公開草案(以下、ED)を公表しました。今回のEDは世界的金融危機に対するIASBの取組みの一環をなすものであり、G20による勧告と整合したものとなります。グローバルACSセントラルチームのJessica Tauraeが当該EDについて考察します。

IAS第39号は適用や解釈が難しく、現在の経済危機が悪化する要因となったと批判されてきました。G20、金融安定化理事会、金融危機諮問グループ等は、IASBに対して、金融危機から生じた主な課題に対処するための包括的な基準を策定することを要請してきました。

今回のEDは、IAS第39号の見直しにおける三つのフェーズのうち最初のものです。(2009年10月公表予定の)第二フェーズのEDは、減損会計について取扱い、(2009年12月公表予定の)第三フェーズのEDはヘッジ会計の改善および簡素化について取扱う予定です。IAS第39号は2010年に、認識の中止に関するEDを含む(訳者注：金融商品に関する包括的基準の)完全版と置き換えられる予定です。今回のEDでは、IAS第39号に規定される多くの金融商品の分類および測定の区分、およびそれに関連する減損方法を二つにまで削減することを提案しています。

### 提案内容

今回のEDでは2つの測定区分(償却原価と公正価値)が提案されています。(次頁のフローチャートを参照下さい)。経営者は、最初に負債または持分の分類について検討することが求められます。

### 負債金融商品

負債金融商品の場合、企業はその金融資産または金融負債が基本的貸付特徴(basic loan features)を有しているか、また、契約金利ベースで管理されているかを検討する必要があります(次頁のボックスを参照下さい)。これらに該当する場合、当該金融商品は、償却原価による測定の対象となります。企業は、当該金融商品を、損益を通じて公正価値(以下、FVPL)により測定するものに指定することができますが、この指定により会計上の不整合が低減または解消される場合に限りです。負債金融商品が基本的貸付特徴を有さない場合、または契約金利ベースで管理されていない場合は、FVPLで測定されます。当提案では、満期保有の区分および罰則規定("Tainting rules")を削除しています。なお、償却原価と公正価値の間では再分類は禁止されています。

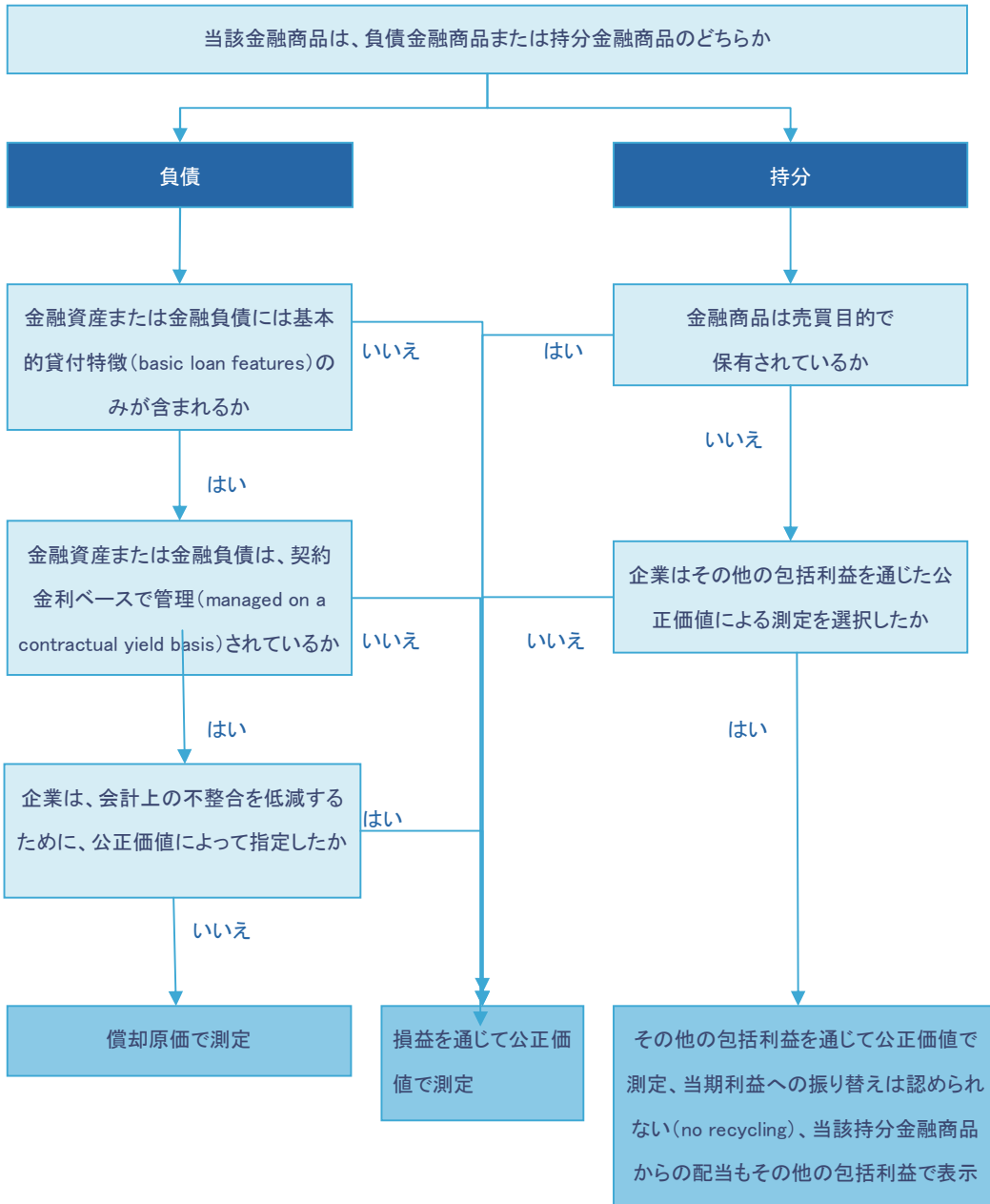
### 持分金融商品

持分金融商品への投資は常に公正価値で測定します。売買目的で保有される持分金融商品は、FVPLにより測定するものに分類されます。その他の持分金融商品については、経営者は、取消不能を選択することで、公正価値の変動を損益でなくその他の包括利益で表示することができます。また、この方法は、全ての公正価値の変動および配当に適用することができます。その他の包括利益から当期利益への振替(recycling)や、減損規定はありません。また、公正価値を信頼性をもって測定できず、時価のない持分投資を原価で測定するという例外規定を削除することも提案されています。

### 組込デリバティブ

当提案では、金融商品に分離すべき密接に関係していない組込デリバティブが含まれているかを検討する規定を削除しています。当該EDが提案する分類アプローチでは、組込デリバティブを含む金融商品全体が、基本的貸付特徴(basic loan feature)のみを有しているかを評価することが提案されています。現行のIAS第39号で規定されるホスト契約と密接に関係した組込デリバティブのすべてが必ずしも、今回提案される基本的貸付特徴として見なされるわけではありません。ホスト契約が金融商品でない組込デリバティブの会計処理については、今回は変更がありません。

## 償却原価 vs. 公正価値



## 経過措置および適用日

IASB は、これらの改訂を遡及的に適用し、一部について緩和措置を与えることを提案しています。例えば、実効金利法や減損規定を遡及的に適用することが実行不可能な場合には、当初適用時の金融商品の公正価値を、事後測定時の金融商品の償却原価と見なします。

当提案が IASB に承認された場合、2009 年 12 月の財務諸表より任意適用が可能となります。ただし、2012 年 1 月までは強制適用されない予定です。また、企業が当該提案の早期適用を行う場合は、追加の開示が必要となります。

## 想定される影響について

企業が保有または発行する金融商品にもよりますが、より多くの金融商品が現在よりも公正価値で測定されることになると思われる。多くの国債や一般的な社債は、基本的貸付特徴があると見なされると思われます。

以下は、提案された規定がどのように適用されるのかについての一例です。

### 基本的貸付特徴(basic loan features)でないものとは？

- その仕組みにおける最上位にあるシニア・トランシェでない、全てのアセット・バック証券は、FVPL での測定が求められます。これは、シニア・トランシェ以外のトランシェには信用補完があるため、基本的貸付特徴がないと判断されるためです。
- 全ての合成債務担保証券は、FVPL での測定が求められます。これは、合成債務担保証券が元本または利息の支払いのタイミングや金額を変更する契約条件を含んでおり、投資家を保護するというよりも、投資家に対してより多くのリスクを与えるためです。
- 現時点で組込デリバティブが分離され公正価値で測定されているほとんどの社債(転換社債を含む)は、自社の信用リスクの変動も含め包括的に FVPL で測定する必要があります。これは、組込デリバティブが基本的貸付特徴と見なされないためです。
- 今回の ED の提案によれば、信用損失を反映して割り引かれた全ての金融資産は、基本的貸付特徴を有しません。従って、金融機関が別の金融機関からこのような貸付を受けた場合は、これらの貸付は FVPL で測定することが求められます。

### 契約金利ベースで管理されているか？

提案では、流動性ポートフォリオの一部となる金融商品について、FVPL での測定が求められているか明確ではありません。例えば、企業が債務を履行するまで、契約上の利息や元本の支払いを受け取るために金融商品を有し、履行後に当該資産(例、保険会社の保有する資産)を売却するという場合があります。企業が資産を売却する可能性があるということは、当該資産は契約金利ベースで管理されていないということになります。

### 次のステップ、および、FASB との協力

IASB へのコメントの期限は 9 月 14 日です。IASB と米国財務会計基準審議会(以下、FASB)は、金融商品の財務報告を改善するための包括的基準の策定に協力することを約束しています。FASB は現在、提案を策定中で今後数ヶ月以内に ED を公表する予定です。FASB の提案が IASB の提案と実質的に異なる場合、IASB は FASB の提案に対するコメントを募集します。両審議会は、共同で ED への回答を審議する予定です。

大幅な変更が提案されていますが、企業は当該 ED を検討し、IASB の提案に対して建設的な回答をするよう期待されています。

### ED「金融商品: 分類および測定」—概要

- 当該 ED では二つの測定区分を提案しています: 償却原価と公正価値
- 負債金融商品で、基本的貸付特徴を有し、契約金利ベースで管理されている金融資産と金融負債のみ、償却原価の適用が可能となります。会計上の不整合を低減するための公正価値オプションの利用が認められています。
- その他の全ての負債金融商品は損益を通じて公正価値(以下、FVPL)で測定されます。

- 全ての持分投資は、企業が当初認識時に、その他の包括利益を通じた公正価値による測定を選択した場合および売却目的の保有でない場合を除き、FVPLで測定されます。
- 当該EDでは、組込デリバティブを含む金融商品に関する評価規定を削除しています。
- 当該EDでは、時価のない持分投資を原価で保有する例外規定を削除しています。
- コメントの期限は9月14日です。

#### 基本的貸付特徴(Basic loan features)

基本的貸付特徴とは、特定日に、元本および元本残高に係る利息の支払いのキャッシュフローを生じさせる契約条件であると定義されています。当該EDには、基本的貸付特徴についていくつか例が挙げられています。

- 金融商品の満期までの確定収益
- 単一の市場価格がある、または、観測可能な利息(LIBORなど)と同等の変動収益
- 確定収益と変動収益の組み合わせ(LIBORと50ベースポイントの組み合わせなど)
- 組込金利キャップ、フロアー、カラー
- 前払い金額が、実質的に、元本および利息の未払い金額を示す前払オプション

#### 契約金利ベースでの管理(Managed on a contractual yield basis)

金融商品は、保有または発行した時に生じる契約上のキャッシュフローに基づき、企業の主要な管理者により管理され、その業績が評価される場合にのみ、契約金利ベースで管理されます。当該EDでは、契約金利ベースで管理される金融商品についての例を以下の通り提示しています。

- 現金を回収(または支払う)ために企業が保有する売掛債権(または買掛債務)
- 企業が元本および利息の契約上の支払いに基づき管理する金融商品
- 企業が契約に従い投資家に支払う契約利息および元本に基づき管理する発行債券

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号  
 新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)  
 電話: 03-6858-0179(直通)  
 メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界153カ国に155,000人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwCのメンバーファームとして、会計および監査においてPwCの手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwCのグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.